

小林北四丁目地区地区計画の変更

(変更理由)

本地区は、JR成田線小林駅より東方約50mに位置し、東側には都市計画 道路3・4・15号 小林浅間新田線、南側にはJR成田線が走る交通の利便性 の高い地区であり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用 及び施設整備が行われた小林北地区のほぼ中央部に位置している。

また、本地区は印西市マスタープランにおいて、地区の都市づくりの方針として、地区計画の導入により良好な居住環境を保全することとしており、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建て住宅地を中心とした良好な住環境の形成及び保全を図ってきた。

引き続き、適正な土地利用等の規制・誘導を図り、将来に渡り良好な都市環境及び魅力的な街並みを形成するため、本地区計画を変更する。

印西都市計画地区計画の変更(印西市決定)

都市計画小林北四丁目地区地区計画を次のように変更する。

1 36114111 12011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011 13011	日地区地区計画を次のように変更する。
名称	小林北四丁目地区地区計画
位置	印西市小林北四丁目及び小林北五丁目の各一部の区域
面積	約 2. 5 ha
地区計画の目標	本地区は、JR成田線小林駅の東約50mにあり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われた小林北地区のほぼ中央部に位置している。 本地区の周辺には戸建住宅を中心とした住宅地や駅前商業施設があり良好な市街地が形成され、また東側には都市計画道路3・4・15号小林浅間新田線、南側にはJR成田線が走る交通の利便性の高い地区である。 そこで地区計画を導入することにより建築物等に関する制限を行い、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建住宅地を中心とした良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	本地区計画区域内の良好な居住環境の形成及び保全を図るため、「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を定める。 ■土地利用の方針 土地利用の計画等を勘案し、本地区を戸建住宅地区、沿道利用地区に区分し、各区分の方針を次のように定める。 ・戸建住宅地区は、低層の戸建住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。・沿道利用地区は、幹線道路の沿道という立地条件を生かし、合理的な土地利用を図る。 地区施設の整備の方針 本地区には、開発行為により道路等の地区施設が一体的に配置されており、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 ■建築物等の整備の方針 区分された各地区の特性に応じた土地利用を図るため、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の高さの最高限度」及び「建築物等の形態又は意匠の制限」、「建築物の高さの最高限度」及び「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。 また、防犯及び安全に配慮し、緑豊かな住宅地とするため、「垣又はさくの構造の制限」を定める。

地区	金洲	計画書		
		地区の 地区の 名 称	戸建住宅地区	沿道利用地区
		区 分 地区の 面 積	約 1. 8 ha	約 0. 7 ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 (1) 戸建住宅 (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。) 別表第2(い)項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が3以上のものを除く) (3) 上記に掲げる建築物に付属するもの(4)市長が公益上必要な建築物で用途上やむを得ないと認めて許可したもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1)建基法別表第2(に)項第6号に掲げる 畜舎 (2)建基法別表第2(に)項第2号に掲げる 工場
		建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	10分の10	_
		建築物の建築面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	10分の5 (建基法第53条第3項第2号に該当する 建築物にあっては、10分の6)	_
	建築	建築物の敷地 面積の最低限度		5㎡ 上又は構造上やむを得ないと認めて許可した
地区	物等		計画図に表示する敷地境界から建築物の 外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、 次に掲げるとおりとする。また、特に表示の ない敷地境界については、後退距離は1m 以上とする。	計画図に表示する敷地境界から建築物の 外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、 次に掲げるとおりとする。また、特に表示の ない敷地境界については、後退距離は1 m 以上とする。
整	に		(1) 3号壁面線においては、1.2m以上 とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建 築物又は建築物の部分が次のアからウまで	(1) 2号壁面線においては、1.5m以上 とする。 (2) 1号壁面線においては、2.0m以上 とする。
備	関	壁 面 の 位 置 の 制限	架物又は建築物の部分が次の方がらりませ のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 い。 ア・外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さ	ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、この限りでな
計画	する		の合計が3m以下のとき。 イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内のもの	い。 ア. 出窓、柱のある玄関ポーチその他これらに類するもの イ. 物置その他これに類する用途に供し、軒
	事項		ウ. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8m以内のもの	の高さが2.3m以下で、かつ床面積の 合計が5m以内のもの ウ.車庫その他これに類する用途に供し、軒 の高さが2.8m以下で、かつ床面積の
		建築物等の高さの最高限度	地盤面から10m以下とし、かつ軒の高さは6.5m以下としなければならない。また、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下としなければならない。	合計が8㎡以内のもの 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。
		建築物等の形態 又は意匠の制限	本地区計画の都市計画決定時に本地区計画区域を対象に施工中の開発行為により計画された建築物の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、敷地の出入口、車庫及び物置等の建築、設置のために必要な最低限度の変更については、この限りでない。	_
		垣又はさくの 構造の制限	道路境界線に面する部分の垣又はさくは 原則として生垣とする。それ以外にあっては 安全に配慮した構造で、高さは2m以下と し、その上部の1m以上をフェンス等の開放 性のあるものとする。ただし、門扉及び門柱 は、この限りでない。	
ΓΔI		14 ULD #4# # 1	「はなだ地区の区グは、計画図(地区敷借計画図	

「計画区域、地区整備計画区域及び地区の区分は、計画図(地区整備計画図、地区区分図含む)表示のとおり。」 理由:本計画区域は、開発行為により計画的に整備された低層住宅を主体とした住宅地と都市計画道路沿道に位置する沿道 利用地区からなり、適切な土地利用及び良好な居住環境の形成及び保全を図るため地区計画を変更する。

変更後(案)

※赤字下線は変更箇所

印西都市計画地区計画の変更(印西市決定)

都市計画小林北四丁目地区地区計画を次のように<u>変更</u>する。

名称	小林北四丁目地区地区計画
位置	印西市小林北四丁目 <mark>及び小林北五丁目</mark> の <u>各</u> 一部の区域
面積	約 2. 5 h a
地区計画の目標	本地区は、JR成田線小林駅の東約50mにあり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われた小林北地区のほぼ中央部に位置している。 本地区の周辺には戸建住宅を中心とした住宅地や駅前商業施設があり良好な市街地が形成され、また東側には都市計画道路3・4・15号小林浅間新田線、南側にはJR成田線が走る交通の利便性の高い地区である。 そこで地区計画を導入することにより建築物等に関する制限を行い、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建住宅地を中心とした良好な居住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	本地区計画区域内の良好な居住環境の形成及び保全を図るため、「土地利用の方針」、「地区施設の整備の方針」及び「建築物等の整備の方針」を定める。 ■土地利用の方針 土地利用の計画等を勘案し、本地区を戸建住宅地区、沿道利用地区に区分し、各区分の方針を次のように定める。 ・戸建住宅地区は、低層の戸建住宅を主体とした良好な居住環境の形成を図る。 ・沿道利用地区は、鮮線道路の沿道という立地条件を生かし、合理的な土地利用を図る。 ・沿道利用地区は、鮮発行為により道路等の地区施設が一体的に配置されており、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 ■建築物等の整備の方針 区分された各地区の特性に応じた土地利用を図るため、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の高さの最高限度」及び「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。また、防犯及び安全に配慮し、緑豊かな住宅地とするため、「垣又はさくの構造の制限」を定める。

変更前

印西都市計画地区計画の決定(印西市決定)

都市計画小林北四丁目地区地区計画を次のように決定する。

5市計画小杯北四] [目地区地区計画を次のように <mark>決定</mark> する。
名称	小林北四丁目地区地区計画
位置	印西市小林北四丁目の一部の区域
面積	約 2. 5 ha
地区計画の目標	本地区は、JR成田線小林駅の東約50mにあり、大規模な開発行為により計画的な住宅地としての土地利用及び施設整備が行われる小林北地区のほぼ中央部に位置している。 本地区の周辺には戸建住宅を中心とした住宅地や駅前商業施設があり良好な市街地が形成され、また東側には都市計画道路3・4・15小林浅間新田線、南側にはJR成田線が走る交通の利便性の高い地区である。 そこで地区計画を導入することにより建築物等に関する制限を行い、周辺住宅地との調和に配慮すると共に、戸建住宅地を中心とした良好な住環境の形成及び保全を図ることを目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	本地区計画区域内の良好な住環境の形成・保全を図るため以下のような方針を定める。 ■土地利用の計画等を勘案し、本地区を戸建住宅地区、沿道利用地区に区分し、各区分の方針を次のように定める。 <u>「戸建住宅地区</u>) 低層の戸建住宅を主体とした良好な住環境の形成を図る。 <u>沿道利用地区</u>) 幹線道路の沿道という立地条件を生かし、合理的な土地利用を図る。 地区施設の整備方針 本地区には、開発行為により道路等の地区施設が一体的に配置されるので、その機能が損なわれないよう維持及び保全を図る。 ■建築物等の整備方針 区分された各地区の特性に応じた土地利用を図るため、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度」、「建築物の連築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積の最低制限」、「建築物の高さの制限」、「建築物の形態又は意匠の制限」についての必要な基準を定める。 また、防犯及び安全に配慮し、緑豊かな住宅地とするため、かき又はさくの構造の制限を定める。

変更後 (案) 地区整備計画書

※赤字下線は変更箇所

TELO3	整備計			
		地区の 地区の 名 和	万	沿道利用地区
		区 分 地区 <i>o</i> 面 和	1	約 0. 7 ha
		建築物等の用途の制限	第2 (い) 項第3号に掲げる共同住宅(住戸の数が3以上のものを除く) (3) 上記に掲げる建築物に付属するもの (4) 市長が公益上必要な建築物で <u>用途上</u> やむを得ないと認めて許可したもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 建基法別表第2(に)項第6号に掲げる 畜舎 (2) 建基法別表第2(に)項第2号に掲げる 工場
		建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度		_
		建築物の建築面积 の敷地面積に対する割合の最高限度		_
	建築	建築物の敷地面積の最低限度	□ ただ〕 古上が八光上以西た建筑伽で田冷	5 ㎡ <u>:上又は構造上</u> やむを得ないと認めて許可した
地	物		計画図に表示する敷地境界から建築物の 外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、 次に掲げるとおりとする。また、特に表示の	計画図に表示する敷地境界から建築物の 外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、 次に掲げるとおりとする。また、特に表示の
区	等		ない敷地境界については、後退距離は1m 以上とする。 (1) <u>3</u> 号壁面線においては、1.2m以上	ない敷地境界については、後退距離は1m 以上とする。 (1)2号壁面線においては、1.5m以上
整			とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建 築物又は建築物の部分が次の <u>アからウまで</u>	とする。 (2) <u>1</u> 号壁面線においては、2.0m以上 とする。
備計	関す	壁面の位置の 制限	い。 ア. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さ	ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の <u>アからウまで</u> のいずれかに該当する場合は、この限りでな
画			 の合計が3m以下のとき。 1. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の 	い。 ア. 出窓、柱のある玄関ポーチその他これらに類するもの
	事		合計が5㎡以内のもの ウ. 車庫その他これに類する用途に供し、軒 の高さが2.8m以下で、かつ床面積の 合計が8㎡以内のもの	4. 物置その他これに類する用途に供し、軒 の高さが2.3 m以下で、かつ床面積の 合計が5 m以内のものウ. 車庫その他これに類する用途に供し、軒
	項			─ の高さが2.8 m以下で、かつ床面積の 合計が8 m³以内のもの
		建築物等の高さの最高限度	地盤面から10m以下とし、かつ軒の高さは6.5m以下としなければならない。 また、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下としなければならない。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	本地区計画の都市計画決定時に本地区計画区域を対象に施工中の開発行為により計画された建築物の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、敷地の出入口、車庫及び物置等の建築、設置のために必要な最低限度の変更については、この限りでない。	_
		坦又はさくの 構造の制限	道路境界線に面する部分の <u>垣</u> 又はさくは原則として生垣とする。それ以外にあっては安全に配慮した構造で、高さは2m以下とし、その上部の1m以上をフェンス等の開放性のあるものとする。ただし、門扉及び門柱は、この限りでない。	_

理由:本計画区域は、開発行為により計画的に整備された低層住宅を主体とした住宅地と都市計画道路沿道に位置する沿道利用 地区からなり、適切な土地利用及び良好な居住環境の形成及び保全を図るため地区計画を変更する。

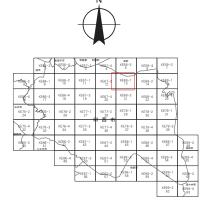
地区整備計画書

変	更	前
	_	13 3

地区の 名 本の 名 地区の 名 本の る 地区の 名 地区の の 市積 の 前種 の が で が で が で が で が で が で が で が で が で が	戸建住宅地区 約 1. 8 h a 次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 1. 住宅(長屋を除く) 2. 共同住宅(住戸の数が3以上のものを除く) 3. 上記に掲げる建築物に付属するもの4. 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの	 お道利用地区 約 0.7 h a 次に掲げる建築物は建築してはならない。 1.建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(に)項第6号に掲げる畜舎 2.工場(建築基準法施行令(昭和25年号外政令第338号)第130条の6で定めるものを除く) 3.風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年号外法律第122号)第2条第6項第6号で定める営業
重 種 建築物等の用途の制限 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	次に掲げる建築物以外のものは建築してはならない。 1. 住宅(長屋を除く) 2. 共同住宅(住戸の数が3以上のものを除く) 3. 上記に掲げる建築物に付属するもの 4. 市長が公益上必要な建築物でやむを得ないと認めて許可したもの	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(に)項第6号に掲げる畜舎 2. 工場(建築基準法施行令(昭和25年号外政令第338号)第130条の6で定めるものを除く) 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年号外法律第122号)第2条第6項第6号で定める営業
の制限 建築物の延べ面積 の敷地面積に対す る割合の最高限度	はならない。	1. 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(に)項第6号に掲げる畜舎 2. 工場(建築基準法施行令(昭和25年号外政令第338号)第130条の6で定めるものを除く) 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年号外法律第122号)第2条第6項第6号で定める営業
の敷地面積に対す る割合の最高限度	10/010	の用に供する建築物
建築物の建築面積	10分の10	_
の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の5	_
建築物の敷地面積の最低限度		5 ㎡ を得ないと認めて許可した敷地についてはこ
	計画図に表示する敷地境界から建築物の 外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、 次に掲げるとおりとする。また、特に表示の ない敷地境界については、後退距離は1 m	計画図に表示する敷地境界から建築物の 外壁又はこれに代わる柱の面までの距離は、 次に掲げるとおりとする。また、特に表示の ない敷地境界については、後退距離は1m
	以上とする。 (1) <u>1</u> 号壁面線においては、1.2 m以上	以上とする。 (1) 2 号壁面線においては、1.5 m以上 とする。
壁面の位置の	ただし、この限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。	(2) <u>3</u> 号壁面線においては、2.0 m以上 とする。 ただし、この限度に満たない距離にある建
制限	1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの 2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3m以下で、かつ床面積の	築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。1. 出窓、柱のある玄関ポーチその他これらに類するもの
	合計が5㎡以内のもの 3. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8m以下で、かつ床面積の合計が8㎡以内のもの	 2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3 m以下で、かつ床面積の合計が5 m以内のもの 3. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.8 m以下で、かつ床面積の合計が 2.2 km以下で、かつ床面積の合計が 2.2 km以下で、かつ床面積の
		合計が8㎡以内のもの
建築物等の高さ の最高限度	は6.5m以下としなければならない。 また、建築物の各部分の高さは、当該部分 から前面道路の反対側の境界線又は隣地境 界線までの真北方向の水平距離に1.25を 乗じて得たものに、5mを加えたもの以下と しなければならない。	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの以下、かつ当該水平距離から4mを減じたものに0.6を乗じて得たものに10mを加えたもの以下としなければならない。
建築物等の形態 又は意匠の制限	本地区計画の都市計画決定時に本地区計画区域を対象に施工中の開発行為により計画された建築物の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、敷地の出入口、車庫及び物置等の建築、設置のために必要な最低限度の変更についてはこの限りでない。	
	道路境界線に面する部分のかき又はさくは原則として生垣とする。それ以外にあって	
一	割限 書築物等の高さ の最高限度 書築物等の形態 又は意匠の制限	築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 1. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの 2. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 3m以下で、かつ床面積の合計が5m以内のもの 3. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 8m以下で、かつ床面積の合計が8m以内のもの 3. 車庫その他これに類する用途に供し、軒の高さが2. 8m以下で、かつ床面積の合計が8m以内のもの 地盤面から10m以下とし、かつ軒の高さは、5m以下としなければならない。また、建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに、5mを加えたもの以下としなければならない。 本地区計画の都市計画決定時に本地区計画区域を対象に施工中の開発行為により計画された建築物の地盤面の高さを変更してはならない。ただし、敷地の出入口、車庫及び物置等の建築、設置のために必要な最低限度の変更についてはこの限りでない。 道路境界線に面する部分のかき又はさく

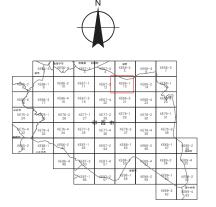
理由:本計画区域は、開発行為により計画的に整備される低層住宅を主体とした住宅地と都市計画道路沿道に位置する沿道利用 地区からなり、適切な土地利用及び良好な住環境の形成、維持を図るため地区計画を決定する。





			KE99-3 62
一	≜ 25.8 ≡ ≡ 25.62 ★ • 25.6 \$	A A A A ACCUMENT	
型のう機能 ・	♥ 25.8 \$\\ \$\text{\$\ext{\$\text{\$\exititt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\exititt{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\tex{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$\text{\$	所 成 を等点) は、 な を等点 の 成 を等点 と い 成 を 等点 の は を 等点 の は ま ま か い 点 ま か か に ま ま か に ま ま ま か に ま ま ま ま	
会 有 集	1 m 2 f 2 m	2 H 2 5 A	
X 交番・駐在所 Y 消 的 看 簡単度 定 所 (パローワーク) (公場支所となる)	- # - #	・	
円 等 社 卍 寺 第 十 キリスト教会	£ 99	立数 (新年級) 井・ガス井 重 機	
文字 校 ②	í s	ソク・東番	
 9 解解所 前 前 3 原行 3 第四截合 	全 m (字) 切 m *	章 位 位 智 利 所	
9 m m m m 7 火 東 康 次 エ 相	÷ **	Li ti	
		・ 様 打御・地下観等 ・ 入 ロ ・ 料 服 増 火口・戦気口	
・ 前 示 点	4 H	東・監察 ロ 取 施 施	
二二二二 克 田 第二二二二 トンネルのび職略		* * *	
## - 9##			
遊		選の信誉い号 一変 鉄 選 こび 件 個 所	
並 木		* # # : * #	
		学・町(T)非 ュークウン回線 : 選 非	
	. R#E 0	°	
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	を を を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	T IS	
* パイナッ ロ マ ブル増 ロ ロ マ 単 推 A			
. * * * *	* * •	<u></u>	
大 東番 大 東番 大 東番 大 東 東 大 東 東 大 東 東 大 東 東 大 東 東 大 東	小	2条箱所	
RIME A	本 東 日 本 本 日 日 日 日 日 日 日	I	
・	·(-	_	
### (# · 3299-F)	1 m		
		7.9	
座標系は平成14年国土: 第9系の規定による第IX座 投影は横メルトカル図法	交通省告示 標系		
投影は横メルトカル図法			





_	は 通 増 物 E ろう被物 E 通用配合	△ 25.6 m 25.62 e 25.6 ₩ 25.6 m 25.62	三 水分割分(分)機関部に 用 門の 一 の の の の の の の の の の の の の の の の の
	型ろう無差会	· 25.8 · 25.8 <u>~</u> 25.82	日子 田 中 山 日 小 田 田 忠 日 小 田 田 忠 日 小 田 田 忠
**************************************	R 2 R	m	a n
\$ 1 \$ 1	* * # # # # # # # # # # # # # # # # # #	a t	器 牌 記 念 牌 立 像
⊕ # X # Y #	各林管理机 文音·能在所	•	類 毎 調 気 さ さ さ 改
9	制 助 看 目泉安定所 (パローワーク) 2番支所及び	6 	集 版 トンネル・状口 例20個 (GRMM)
Ħ æ	1	ž H	数2数(計算数) 油井・ガス井
* * * \$ *	キリスト教会 子 校 は毎間・保育期	0 1	記 重 機 タンク 乗 来
®	公会堂・公民館 第一会 所 記人 ホーム		A 8
⊕ 1	14 M H N H N f	} ⊕(⊈) ⊞	旦 章 灯 台 水位装開所
		*	π # # x # #
	K # #		^ li # ± E #
♦ 1 Ø 2	6 · #***	-	地下側・地下機等 出入口 材料単増
@ I	数 車 場	ج خ د	株大口・株英口 温泉・鉱泉 別 ロ
//	4 K M 3		****
	-ンキル内の機能 使 歩 選		* *
39990	自設中の推路 申撤・分額等	10000	建設中の鉄道 プラットホーム 及び開業機
1 1		#	M # W
	後 横 関系を連續 動版の開催/等	===	鉄道の整御い等 第 薬 鉄 道 及び作 音 所
OTTO MAN	性 * 人工辞賞 士 # 等		E
	5 A A B		- 大学·町(T)非
	が・東本書 では、整定都内 ので、		ニュータウン区域界 ・所 富 界
" "	m 6		° = 4
*	38	・ その他の 中 銀 木 類 足 類 ・	11 X 8
- `	だイナッ ブル鬼 g	- L	T LOSS
×	* * ^{\(\Delta\)} \(\Delta\)	4 # T	τ
		* * (•••
*		東京 大海 (日)	政船务期所
	}# *		pating.
₩ ā#		# N	5
	##	· <u> </u>	水がい雑
(A)	A・対域(A)		2000
ZAL (250	200	
			THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NAM
(///X/)		<i>(0)</i>	. 1



